

高齢者向け給付金の受け付けを開始

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

問合せ

荒川区臨時福祉給付金コールセンター
☎0570(057)035
※3月30日(水)から利用できます ※通話料がかかります
※午前8時30分～午後5時15分 ※(土)・(日)・(祝)を除く



申請受付期間 4月1日(金)～6月30日(木)
(消印有効)

対象 次の要件をすべて満たす方
▶平成27年1月1日の時点で、荒川区の住民基本台帳に記録されている方
▶平成27年度の特別区民税・都民税の均等割が課税されていない方
▶昭和27年4月1日以前に生まれた方
※平成27年度分の住民税が課税されている方に扶養されている方、生活保護を受給している方は支給対象外

給付金額 1人につき3万円

給付金の支給等 審査を行い、支給決定となった方には、指定された預金口座に給付金を振り込みます(申請から振込までは、1・2か月かかる予定です)。※金融機関の預金口座をお持ちでない方は、ご相談ください

申請方法等 支給の対象となる可能性がある方には、3月下旬に申請書を送付します。同封の返信用封筒で返送するか持参してください。
申請 〒116-0002荒川区荒川2-1-5 セントラル荒川ビル3階(荒川消防署隣) 荒川区臨時福祉給付金窓口
※臨時福祉給付金窓口には、駐輪・駐車場がありません。区役所の駐輪・駐車場をご利用ください(手続きをした方は無料)

よくある質問に
お答えします

- Q** 今回の給付金は継続して支給されますか。
A 支給は臨時的なもので1回限りです。
- Q** なぜ低所得の高齢者だけが対象となるのですか。
A 政府が経済政策効果を所得の少ない高齢者にも届けるためとして、給付金を各自治体を通じて配るものです。
- Q** 申請受付期間を過ぎた場合、給付は受けられませんか。
A 申請受付期間(4月1日～6月30日)を過ぎてからの申請は受け付けられませんので、ご注意ください。

平成28年度9月以降に次の給付金を支給します

- ▶平成28年度臨時福祉給付金
…平成28年度分住民税が非課税の方、一人につき3000円
- ▶遺族基礎年金等受給者向け年金生活者等支援給付金
…平成28年度分住民税が非課税で、遺族基礎年金または障害基礎年金を受給している方、一人につき3万円
※詳細は、8月下旬に区報でお知らせします

振り込め詐欺・個人情報情報の詐欺にご注意ください

区や厚生労働省等は、次のようなことは絶対に行いません。

- ▶ATM(銀行・コンビニエンスストア等の自動現金預払機)の操作をお願いすること
- ▶ATMを自分で操作して他人からお金を振り込んでもらうこと
- ▶給付金を給付するために手数料等の振り込みを求めること

相談・問合せ

- ▶南千住警察署 …… ☎(3805)0110
- ▶荒川警察署 …… ☎(3801)0110
- ▶尾久警察署 …… ☎(3810)0110
- ▶生活安全課 …… ☎内線494

マイナンバーカードのお知らせ

荒川区マイナンバーコールセンター
☎0120(01)1712
※午前8時30分～午後8時

マイナンバーカードの交付について

3月15日現在、平成27年11月末までにマイナンバーカードの申請をした方に交付通知を送付しています。交付準備を順次行っていますのでお待ちください。

■ 駐車場・駐輪場について

マイナンバーカード交付窓口(セントラル荒川ビル6階(荒川消防署隣))には、駐輪・駐車場がありません。区役所の駐輪・駐車場をご利用ください(手続きをした方は無料)。

コンビニ交付サービス取扱事業者が増えました

コンビニエンスストアで、マイナンバーカードを使って、住民票、印鑑登録証明書の交付が受けられます。より便利になったコンビニ交付サービスをぜひご利用ください。

利用できる
コンビニエンス
ストア

- ▶セブンイレブン
- ▶ローソン(ローソン100は除く)
- ▶サークルKサンクス
- ▶ファミリーマート
- ▶イオンリテール(新規)
- ▶コミュニティストア(新規)
- ▶セーブオン(新規)

※店舗の場所は、各コンビニエンスストアのホームページ等をご覧ください
※駅構内の店舗等、証明書交付に必要なマルチコピー機等の端末がなく利用できない場合があります。事前にご確認ください
※コンビニ交付サービスを利用するためには、事前に利用者証明用暗証番号(4桁)を設定したマイナンバーカードまたは多目的利用サービスの利用登録をされた住民基本台帳カードが必要です

引っ越し・就職・退職のときは 14日以内に国民健康保険の届け出を

国民健康保険の加入者が引っ越し等で住所異動(転入・転出・転居)をしたときや、就職・退職で健康保険の種類が変わる場合は、世帯主または本人が14日以内に届け出をしてください。

※荒川区に転入・転出、区内で転居をする方は、事前に住所の異動届が必要です

届け出の際の注意点

- 届け出は、右表のほかに、**個人番号(マイナンバー)**と**身元を確認できるもの**が必要です
 - ▶**番号確認**…マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し
 - ▶**身元確認**…マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート等
- 本人、世帯主または同一世帯の家族以外の方が代理人として届け出をするときは、委任状と代理人本人を確認できるものが必要です
- 届け出が遅れると、保険料をさかのぼって納めたり、医療費の全額が自己負担になる場合があります

国民健康保険の届け出

国保の資格に異動があったとき	届け出に必要なもの	窓口
転入したとき	—	区民事務所、 国保年金課
職場の社会保険や国保組合を脱退したとき	職場の保険や国保組合をやめた証明書	
生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書	
子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑	区民事務所、 国保年金課
転出するとき	保険証	
他の健康保険に加入したとき	国民健康保険証および、職場の社会保険や国保組合の保険証	
生活保護を受けたとき	保険証、生活保護開始決定通知書	区民事務所、 国保年金課
死亡したとき	保険証	
住所が変わったとき(転居等) 世帯主が変わったとき 世帯が合併、分離したとき	保険証(加入者全員のもの)	
氏名が変わったとき	保険証	区民事務所、 国保年金課
保険証を紛失したとき	本人を確認できるもの(運転免許証、パスポート、個人番号カード等)	
修学のため、子どもが区外に住むとき	保険証、在学証明書、転入先の住民票	

※外国籍の方は、お問い合わせください

届け出・問合せ 国保年金課(区役所1階) ☎内線2375